

三条市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表(令和3年10月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ) 要支援1(週2回程度) <b>2,349単位</b>	2,349	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	要支援1(週2回程度) <b>77単位</b>	77	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) <b>3,727単位</b>	3,727	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) <b>123単位</b>	123	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	ニ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで <b>268単位</b>	268	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2	ホ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで <b>272単位</b>	272	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2	ヘ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで <b>287単位</b>	287	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2	ト 訪問型サービス費 (独自)(短時間サービス) 事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満) ※1月につき22回まで <b>167単位</b>	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき

三条市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表(令和3年10月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000加算 ※小数点以下を端数処理(四捨五入)した結果、1に満たない場合は1を算定		